

# 太白カントリークラブへの メガソーラー建設に反対する 署名依頼の趣旨

# 秋保の自然と地域を守る! メガソーラー建設 **断固反対** **NO**

太白カントリークラブメガソーラー建設に反対する会

## 現状説明

株式会社ブルーキャピタルマネジメントが、太白カントリークラブを閉鎖しメガソーラーを建設しようとしています。ゴルフコースすべてを使用。総面積 1,15,000 m<sup>2</sup> ( 115 ヘクタール ) に及びソーラーパネルは 12 万 7500 枚もの 巨大なメガソーラーです。ソーラー建設に伴い樹木を現状の半分迄、伐採されます。環境、動植物の保護また上水道用水は取水件数 4 件で最大約 4.9 m<sup>3</sup>/s の取水がされており、仙台市をはじめ仙塩地区 3 市 1 町に供給する重要な水源となっています。周辺地区住民の生命と財産保護を考えると全く賛同出来ない建築物です。



## 8つの反対理由

1. 太白カントリークラブ敷地内に国が指定する特別天然記念物、ニホンカモシカが生息しています。ニホンカモシカは 10 - 50 ヘクタールの縄張りを形成し、縄張りは異性間では重複するが同性間では重複せずに縄張りの中で生活しています。同性が縄張りに侵入すると角を突き合わせ争ったり追い出します。メガソーラーは今生息しているニホンカモシカだけでなく、その周りに生息している、ニホンカモシカの生息地をも破壊する行為です。
2. 太白カントリークラブから 9 キロメートル圏内に特別天然記念物のコウノトリが巣を作り生息しているのが確認されました。伐採による営巣木の減少や道路建設、電線の設置等により生息地や獲物が減少した為に絶滅危惧種となりました。隣接する地域も環境保護に努め、絶滅させないよう保護活動を行うべきであると考えます。
3. 太白カントリークラブ周辺で特別天然記念物のイスワシの飛来が確認されています。1993 年（平成 5 年）に種の保存法施行に伴い国内希少野生動植物種に指定、また動物愛護管理法の特定動物に指定されている貴重な鳥です。現在、日本におけるイスワシの推定生息数は、150 ~ 200 ペア（推定未登録ペアを含む）と単独個体を合わせた約 500 羽と言われています。

4. 太白カントリークラブに最も近い湯元、境野地区は何度も水による被害を受けている地区です。最近では、県道をくぐる暗渠が流木により破壊されました。近年の気候変動によるものと思いますがメガソーラーの設置で雨水が地面に吸収されず、沢への流れる速度や水量が増したとき湯元及び下流地区への影響が以前にもまして心配されます。また東日本大震災によりコースの至る所で地盤の緩みが見受けられ、震災の後、豪雨により崩落した箇所があります。特に13番と14番の斜面が大きく崩落しています。今は芝と樹木の根で抑えられていますがそれが維持されなければ土砂災害が必ず発生する事が懸念されます。

5. 太白カントリークラブは秋保温泉の観光資源の一層を担っています。秋保温泉内に有る唯一のゴルフ場であり、集客に対して相乗効果は大きなものがあると推測できます。また、国の外国人観光客の誘致に協力を要請されている最中、今回のコロナの影響で観光業が一段と厳しい状況の中、集客の為の資源が無くなることは、観光業にもしいては宮城県内にとっても大きな損失です。秋保温泉は地元住民の働く場。秋保温泉の衰退は地元住民の生活にも大きく影響します。

6. (備)ブルーキャピタルマネジメントは、中国の国営企業・国家電力投資集団のグループ会社「上海電力」の日本法人「上海電力日本」とともにメガソーラーの建設を手がけていることでも知られています。山梨県北杜市でも反対運動があり、「IDの名義がコロコロと変わり、誰が責任者なのか分からなくなっている土地は市内にたくさんあります。IDや土地が中国などの外国資本に転売されはしないか、という懸念が地元から出ている」との報道がありました。伊東市でも建設計画があり同じように反対運動が行われています。以上のことから今後、秋保温泉にも北海道のような中国名義の土地が存在するようになるかもしれません。

7. 太陽光パネルには危険な有害物質が含まれている場合があります。(カドミウム、鉛、セレン、ヒ素、インジウム等)特に海外メーカーの製品に多く含まれています。特にカドミウムは低コストで光吸収の性能にも優れており大面积の産業用太陽光パネルに向いていると言われております。破損等により雨水とともに流れ出し土壤汚染や、地下水、河川の水質の悪化を招く恐れがあります。このことは秋保温泉のみならず下流の地域で名取川を利用されている多くの仙台市民、農業を営む人々にも多大なる被害を起こす原因となります。備)ブルーキャピタルマネジメントは、中国との関わりが深く中国製の太陽光パネルを使用することを断言しています。そんな危険な施設が仙台の水源である秋保温泉に必要でしょうか?

8. 2020年2月16日(木)の午前9時ごろ、埼玉県三芳町にあるアスクルの物流センターで火災が発生し、12日間も燃え続けました。消防活動が進まなかった原因のひとつとして太陽光発電が原因といわれています。太陽光発電モジュールは「光が当たると発電する物質(マテリアル)」ということで、何かを組み立て組付けして「光が当たら発電するように作り上げた製品(プロダクト)」ではなく、「光が当たると発電する物質」なので、水につかろうが、フレームから外れて壊れていようが「光が当たると発電」してしまうのです。火災になり、消防活動にあたった消防士が感電で死亡した事故も起きています。放水した水は地表に流れ、周辺にも広がり太陽光発電モジュールに直接放水すれば、破損した部分から水を伝わって消防士まで電気の通り道ができてしまう為、消防活動の妨げになったと言われています。ゴルフ場の周りは、山林です。沢もあります。万が一大火が発生したとき、消防活動は出来るのでしょうか?

## メガソーラー建設 断固反対 NO

秋保温泉の自然と地域を守る!

以上の理由から明らかのように、メガソーラーにする事で失うものがあまりにも大きすぎます。人命、財産の保護、自然保護、動植物の保護、観光地の保護、地元住民の職場の保護の為に反対していることをご理解頂き、賛同していただけます様心よりお願い申し上げます。

### 施設概要

第一種事業実施者の名称：株式会社ブルーキャピタルマネジメント

代表者の氏名：代表取締役 原田 秀雄

主たる事務所の所在地：東京都港区赤坂二丁目16番8号

太陽電池発電所出力：48,000kW(交流)、51,000kW(直流)

太陽電池発電機の枚数：127,500枚

事業実施想定区域の面積：約115ha

# ちば修平 市政報告

しゅうへい

仙台市議会議員(太白区)

Vol.3

令和3年3月31日

## 日本人のきずなを次世代へ

松下政経塾出身  
元全国紙社会部記者

(発行人) ちば修平 (会派:自民党)  
(事務所)  
〒982-0807 仙台市太白区八木山南4丁目6-8-C  
TEL&FAX: 022-796-2570  
メール: shuric009@gmail.com  
ちば修平公式HP: <https://chiba-shuhel.jp>

プロフィール

- 昭和50年1月24日生
- 太白すぎのこ幼稚園、仙台市立上野山小卒、市立山田中卒
- 宮城県仙台第一高卒(高45回)
- 北海道大学法学部卒
- 京都大学大学院修了(公共政策専攻)
- 太白消防団八木山分団所属



仙台市議会の令和3年第一回定例会が行われ、一般会計5764億円を含む全会計1兆1094億円の令和3年度予算案と、新型コロナウイルス関連や福島沖地震に関する補正予算案、議員報酬削減案等を可決し、約1か月にわたる議論が幕を閉じましたので、ご報告させて頂きます。

ちょうど1年前から続くコロナ禍により、多くの人が閉塞感の下で生活していると思います。ですが、必ず春はやってきます。苦境を乗り切り、思いをつなぎ、より良い未来を作るために、共に頑張って参りましょう。

## 太白CCメガソーラー問題 規制条例の具体案を提言



▶ 0330筆の反対署名を那須市長(左)に手渡す住民の方

### 解説

## 不適切な開発には歯止めを

本市では地盤

温暖化対策や工

ネルギー対策と

して、太陽光発電施設の導入を進めてきました。私自身も反対する立場ではありません。しかししながら、適正に設置や維持管理されない太陽光発電施設により、災害の発生が助長され、安全で安心な生活環境が脅かされることに対する市民の懸念や不安が高まっています。

いるのも事実です。

FIT法は事業者への特権的待遇であり立っていますが、実際はクリーンではない、儲け第一主義の事業者や中国、韓国などの外資が多く含まれています。適切ではない開発に対し、規制条例により、適切な開発の歯止めとすることは大きな意義があると考えます。

①保証金7億6500万円が必要

太陽光パネルが適正な撤去がなされない場合に備え、FIT制度で認定された全事業者を対象に、「廃棄等費用」を施工竣工前に金融機関に一括で預入をする制度を作ることを提案します。この預金については、市による質権を設定し、行政代執行時の保証金とします。神戸市条例に基づき計算する

と、太白CCメガソーラーは7億6500万円を事前に一括で金融機関に預ける計算となります。

②財務諸表の提出義務付け

間で積立金を売却価格から積み上げさせる方式を検討していますが、仮に事業者が積み立ての途中や積み立てを始める前に、事業が撤退した場合、積立金が足りず、その結果、撤去・廃棄を自治体が負担せざるを得ない状況に陥る可能性がありますとおもいます。

③損害賠償責任保険への加入

パネルの飛散などで損害を受けた方々への補償がなされるよう、事業者に着工日から廃止日まで、他の生命、身体および財産への損害を補填するための損害賠償責任保険への加入を義務付け。国のガイドラインでは、今年度から損害賠償保険の加入を「努力規定」にしているのですが義務化ではありません。

④施設廃止後の土地の整地、景観との調和、防災措置

⑤事業継承問題への対応

⑥カドミウム等の有害物質を含むパネルは使わない

詳説は「仙台市議会インターネット議会中継」で検索下さい

一般質問 令和3年第一回定例会(2月)

定期的に財務諸表の提出を義務付け、事業者の経営状況をチェックする。